

～対象事業の概要(平成 30 年度版)～

1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育所（地域保育所）に就労している保育士資格を有しない保育従事者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設等の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

(1) 対象者

- ・保育士資格を有しない下記の①から⑤に勤務する者
 - ①認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
 - ②幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設
 - ③市の認可を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に規定する小規模保育事業A型及びB型を行う事業所
 - ④市の地域型保育事業として認可を受けた事業所内保育事業を行う事業所
 - ⑤証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

(2) 申請者

- ・(1) の①から⑤の施設
- ※個人での申請はできませんので、ご注意ください

(3) 支給要件

- ・下記の①～④を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者であること
 - ③保育士証の交付を受け、上記(1) ①から⑤の施設で1年間以上勤務していること
 - ④代替保育士については、「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添1に定める4(4)を満たしていること

(4) 補助金額

- ①養成施設等を卒業することにより保育士資格を取得する者
事業の対象となる者1人につき、養成施設での受講に要した経費の2分の1(上限30万円)
- ②児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者
事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の2分の1。上限額は以下のとおり
ア：「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第12010002号 厚労省雇用均等児童家庭局長通知)別表の②及び③を活用する者 10万円
イ：上記通知別表の①を活用する者 20万円
- ③代替保育士雇上費 1日当たり6,590円

2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園等に勤務している、幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が、特例制度（※）により保育士資格を取得するために要した、養成施設等の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

（1）対象者

・幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない下記の①または②に勤務する者

①認定こども園

②認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設

（2）申請者

・（1）の①または②の施設

※個人での申請はできませんので、ご注意ください

（3）支給要件

・下記の①～④を満たしていること

①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること

②養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者であること

③保育士証の交付を受け、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設で1年間以上勤務していること

④代替保育士については、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1に定める4（4）を満たしていること

（4）補助金額

①事業の対象となる者1人につき、養成施設での受講に要した経費の2分の1（上限10万円）

②代替保育士雇上費 1日当たり6,590円

3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度（※）により保育士資格を取得するために要した、養成施設等の受講料等の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

（1）対象者

- ・幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者

（2）申請者

- ・幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない本人
- ・上記の者を雇用する下記の施設

～対象施設～

- ・「子ども・子育て支援新制度」での小規模保育事業 B 型実施施設
- ・「子ども・子育て支援新制度」での事業所内保育事業（定員 19 人以下かつ B 型のみ）
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

（3）支給要件

- ・下記の①～③を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者であること
 - ③保育士証の交付を受け、保育士資格取得支援事業の対象施設で 1 年間以上勤務していること
- ・本人申請の場合は、下記の施設に 1 年以上勤務していること

～対象施設～

- ・保育所
- ・認定こども園（移行予定含む）
- ・小規模保育事業 A 型及び B 型実施施設
- ・「子ども・子育て支援新制度」での事業所内保育事業
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
- ・乳児院
- ・児童養護施設

- ・施設申請の場合は、申請施設に 1 年以上勤務していること

（4）補助金額

- ①事業の対象となる者 1 人につき、養成施設での受講に要した経費の 2 分の 1（上限 10 万円）

4. 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行うものです。

(1) 対象者

- ・保育所等に就労する保育士資格を有していない保育従事者

(2) 申請者

- ・国または地方公共団体が設置したものを除く、下記の施設

～対象施設～

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・認定こども園または認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・乳児院
- ・児童養護施設

※個人での申請はできませんのでご注意ください

(3) 支給要件

- ・下記の①～③を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者であること
 - ③保育士証の交付を受け、上記(2)の施設で1年間以上勤務していること

(4) 補助金額

- ①養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

事業の対象となる者1人につき、養成施設での受講に要した経費の2分の1(上限30万円)

- ②児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験のすべてを免除され保育士資格を取得する者

事業の対象となる者1人につき、養成施設での受講に要した経費の2分の1。

上限額は以下のとおり

ア：「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第12010002号 厚労省雇用均等児童家庭局長通知)別表の②及び③を活用する者 10万円

イ：上記通知別表の①を活用する者 20万円